

第24回会議

協議事項

別紙・参考資料

西伯町・会見町合併協議会

平成16年3月30日

平成 16 年度

西伯町・会見町合併協議会予算書

議案第 1 号

平成 16 年度 西伯町・会見町合併協議会予算

平成 16 年度西伯町・会見町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,402 千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 16 年 3 月 30 日 提出

西伯町・会見町合併協議会会長 坂 本 昭 文

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額(千円)
1.負担金		13,400
	1.負担金	13,400
2.繰越金		1
	1.繰越金	1
3.諸収入		1
	1.預金利子	1
歳入合計		13,402

(歳出)

款	項	金額(千円)
1.協議会費		13,163
	1.協議会費	13,163
2.予備費		239
	1.予備費	239
歳出合計		13,402

平成 16 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 負担金	13,400	24,844	11,444
2. 繰越金	1	0	1
3. 諸収入	1	1	0
歳入合計	13,402	24,845	11,443

(歳出)

款	本年度予算	前年度予算額	比較
1. 協議会費	13,163	24,635	11,472
2. 予備費	239	210	29
歳出合計	13,402	25,845	11,443

2. 歳入

(款) 1.負担金

(項) 1.負担金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	13,400	24,844	11,444	1. 合併協議会負担金	13,400	1. 会見町合併協議会負担金 6,700 2. 西伯町合併協議会負担金 6,700
計	13,400	24,844	11,444		13,400	

(款) 2.繰越金

(項) 1.繰越金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	0	1	1. 前年度繰越金	1	1. 会見町合併協議会負担金 1
計	1	0	1		1	

(款) 3.諸収入

(項) 1.預金利子

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1	1. 預金利子 1
計	1	1	0		1	

2. 歳出

(款) 1. 協議会費

(項) 1. 協議会費

(千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1. 協議会費	13,163	24,635	11,472	0	0	0	13,163	1. 報酬	800	1. 協議会委員 778 2. 監査員 22
								9. 旅費	121	1. 普通旅費 66 視察旅費 55
								11 需用費	3,390	1. 消耗品費 780 2. 印刷製本費 2,328 3. 食糧費 82 4. 修繕費 200
								12 役務費	300	1. 郵便・電話 300
								13 委託料	2,059	2. 物件費等 会議録作成委託料 1,059 合併支援業務委託 1,000
								14 使用料及 び賃借料	374	14 会場使用料 30 事務所借り上げ料 180 インターネット利用料 164 他

								19 負担金補助及び交付金	6,119	19 臨時職員賃金等負担金	1,077
										県職員給与等負担金	4,412
										職員超勤等負担金	630
計	13,163	24,635	11,472	0	0	0	13,163				

(款) 2. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国・県支出金	地方債	その他					
1. 予備費	239	210	29	0	0	0	239	1. 予備費	239	1. 予備費	239
計	239	210	29	0	0	0	239		239		

南部町役場の位置を定める条例（案）

平成16年10月1日
条例第1号

（事務所の位置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定による南部町役場の位置は、次のとおりとする。

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

（庁舎の位置）

第2条 南部町の庁舎は、次のとおりとする。

- (1) 法勝寺庁舎 西伯郡南部町法勝寺377番地1
- (2) 天萬庁舎 西伯郡南部町天萬558番地

附則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

西東京市役所の位置を定める条例

平成 13 年 1 月 21 日
条 例 第 1 号

(事務所の位置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 4 条第 1 項の規定による西東京市役所の位置は、次のとおりとする。

西東京市南町五丁目 6 番 13 号

(庁舎の位置)

第 2 条 西東京市役所の庁舎は、次のとおりとする。

(1) 西東京市役所田無庁舎 西東京市南町五丁目 6 番 13 号

(2) 西東京市役所保谷庁舎 西東京市中町一丁目 5 番 1 号

附 則

この条例は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 6 月 29 日条例第 159 号)

この条例は、公布の日から施行する。

南部町公告式条例（第1次原案）

（注） 掲示場の表記方法を含め、検討中の内容である。

平成16年10月1日

条例第 号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記載し、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

（規則に関する準用）

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）について準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。）について準用する。この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 町長の定める規則若しくは規程又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成16年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

番 号	設 置 場 所
第 1 号	南部町法勝寺 3 7 2 番地
第 2 号	南部町天萬 5 4 4 番地

西伯町公告式条例

昭和 30 年 4 月 1 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条第 4 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記載し、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して町長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則、選挙管理委員会及びその他教育委員会を除く町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条中「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 規則又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程を以って特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、既に従前の公告式により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。

別表(第 2 条関係)

掲示場名	掲示場の所在
西伯町掲示場	西伯町大字法勝寺 372 番地

会見町公告式条例

昭和 45 年 4 月 1 日
条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記載し、その末尾に会見町長(以下「町長」という。)が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則、選挙管理委員会及びその他教育委員会を除く町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「会見町長(以下「町長」という。)」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 規則又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、既に従前の公告式により公布され、又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則(昭和 53 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

番号	設置場所	摘要
第 1 号	会見町天萬 544 番地	
第 2 号	会見町市山 1,083 番地 1	